ドライバー等安全教育訓練に係る旅費要綱

(目的)

第1条 この要綱は、(社)全日本トラック協会(以下「全ト協」という。)並びに鳥取県トラック協会(以下「鳥ト協」という。)が行うトラックドライバー等安全教育訓練促進助成制度の活用を促進するための助成金(以下「助成金」という。)の交付に関して、必要な事項を定め、適正かつ円滑に事業を推進することを目的とする。

(助成対象)

第2条 助成は全ト協が指定した研修施設の研修訓練を受講するために必要な交通費。

但し、ドライバー等安全教育訓練促進助成制度の一般研修(1泊2 日研修)は除く。

(助成額)

第3条 鳥ト協の旅費規程に基づき支払う 但し、上限を30,000円とする。

(助成の適否の事前確認)

第4条 助成適用の可否等について、事前に鳥ト協に確認し、承認を得なければならない。

(助成金の請求)

第5条 受講後7日以内に、全ト協が指定する報告書等と共に、旅費請求書を 鳥ト協に提出しなければならない。

(附 則)

本要綱は平成17年4月1日より施行する。